

特別史跡加曽利貝塚アプリケーション制作等業務委託
公募型プロポーザル募集要項

1 業務の目的

本業務は、令和2年度に実施する特別史跡加曽利貝塚の環境整備工事（園路・サイン等）に併せ、見学者がタブレットやスマートフォンを用いながら、楽しく史跡を巡ることができる環境を提供するため、視覚的・聴覚的に見学を補助するアプリケーションを制作するとともに、供用開始に向けた必要な業務を行うものである。

2 業務の概要

- (1) 委託名 特別史跡加曽利貝塚アプリケーション制作等業務委託
- (2) 業務内容 特別史跡加曽利貝塚アプリケーション制作等業務委託仕様書のとおり
- (3) 委託期間 契約締結日の翌日から令和3年3月18日(木)まで
- (4) 委託限度額 28,600,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）
- (5) 支払条件 完了後一括払い
- (6) 業務担当課 千葉市教育委員会生涯学習部文化財課
〒260-8730 千葉市中央区問屋町1番35号
千葉ポートサイドタワー11階
電話番号 043-245-5960
FAX番号 043-245-5993
E-mail bunkazai.EDL@city.chiba.lg.jp

3 公募スケジュール

募集要項の公表	令和2年 8月 4日 (火)
質問書の受付	令和2年 8月 5日 (水) 9時00分から 令和2年 8月12日 (火) 17時00分まで
質問書の回答	令和2年 8月18日 (火)
企画提案書等の提出期限	令和2年 8月27日 (木) 17時00分まで
プレゼンテーション	令和2年 9月 4日 (金)
審査結果通知	令和2年 9月中旬予定

※新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、日程や諸条件の変更を行う可能性があります。あらかじめご了承ください。

4 参加手続き

別紙「特別史跡加曽利貝塚アプリケーション制作等業務委託仕様書」記載の委託業務の内容を熟読し、企画提案を行うこと。

提案には、「5 審査方法及び評価項目（2）企画提案を特定するための評価項目」に記載の「評価項目」と「評価の着眼点」に対して、具体的かつ詳細な説明を含めることとする。

なお、共同企業体を構成して提案する場合は、代表企業や構成員が判別できる一覧表（様式第4号）及び委任状（様式第5号）を添付するものとする。

（1）提出書類等

ア 提出書類及び提出部数

企画提案参加申込書（様式第1号）	1部
類似業務等の履行実績（様式第2号）	1部
提案価格書（様式第3号）	1部
企画提案書（様式自由 A4判片面印刷10枚以内）	9部
共同企業体等一覧表（様式第4号）	1部
委任状（共同企業体等）（様式第5号）	1部

イ 提出期限

令和2年 8月27日（木）17時00分までとする。

ウ 提出先及び提出方法

業務担当課へ持参もしくは郵送すること。※郵送の場合は提出期限必着とする。

（2）質問の受付・回答

ア 質問の提出方法

質問書（様式第6号）を使用して作成し、電子メールで提出すること。

なお、電子メール到着確認のため、送信後は必ず業務担当課へ電話で確認すること。

イ 質問の受付期間

令和2年 8月 5日（水） 9時00分から

令和2年 8月12日（火）17時00分まで

ウ 回答方法

令和2年 8月18日（火）17時00分までに、千葉市ホームページで公表する。

5 審査方法及び評価項目

（1）審査方法及び結果の通知

ア 審査は、千葉市教育委員会に設置する選定委員会において、提出された企画提案書に基づいてプレゼンテーションを行い、企画提案書の内容を精査・評価のうえ、最優秀提案1件を決定する。

イ 提案者のプレゼンテーションへ出席できる人数は、二人までとする。

ウ プレゼンテーション当日の追加資料の配布は、一切認めない。

エ プレゼンテーションの詳細な日時や場所などは、別途調整のうえ、通知する。

なお、プレゼンテーションの時間は、10分から15分の間で調整する。

オ 審査の結果は、決定後、速やかに提案者に電子メールで通知するとともに、千葉市ホームページで公表する。質問や選定結果に関する異議申立ては受け付けない。

(2) 企画提案を特定するための評価項目

評価項目	評価の着眼点		配点基準	
企画提案	アプリケーションの仕様・機能及び提供方法が、見学者の利便性・満足度向上につながる提案であるか。		20	75
	業務仕様書で示した内容を踏まえ、加曽利貝塚や縄文文化の理解向上につながる提案であるか		20	
	加曽利貝塚の学術性を損なわずに、エンターテインメント性を有した魅力的な提案であるか		15	
	令和3年4月の供用開始に向け、必要な準備が盛り込まれた提案であるか		10	
	事業効果を高めるための付加提案は、魅力的な提案であるか		10	
実績	本業務と類似する業務の経験及び実績はあるか		5	5
実施体制	業務の実施体制は十分に整っているか	組織、技術人員などの体制	5	15
		統括担当者、主な担当者は、豊富な経験や高い専門性を有しているか	5	
		仕様書の項目に対応した適切なスケジュールであるか	5	
見積価格	提案された見積価格は、提案内容に鑑み評価できるものであるか		5	5
合 計			100	100

6 契約

- (1) 選定委員会において、最優秀提案と決定した提案を提出した者を委託先候補とし、詳細な業務内容及び契約条件について、本市と協議・合意した後に委託契約を締結する。
なお、協議の結果、企画案の一部が変更となる場合がある。
- (2) 前項の交渉が不成立となった場合は、順次、次点以下の提案者と交渉を行い、委託契約を締結する。
- (3) 契約にあたっては、契約書を2通作成し、各1通を保有する。
- (4) 契約相手方は、この契約と同時に、契約金額の100分の10以上の金額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、千葉市契約規則（昭和40年千葉市規則第3号）第29条に該当する場合は、免除とする。
- (5) 委託料の支払いについては、業務完了後一括払いとする。

7 参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する場合のほか、以下に定める項目に該当する場合は、本件の企画提案に参加できないものとする。

ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない場合

イ 当該業務の企画提案書の提出期限の日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した
場合

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の更生手続開始の申立てをした場合で、同法
に基づく裁判所による更生計画認可決定がなされていない場合

エ 民事再生法（平成11年法律第225号）の再生手続開始の申立てをした場合で、同法
に基づく裁判所による再生計画認可決定がなされていない場合

オ 千葉市内に本店又は営業所等を有する者にあつては、千葉市税（延滞金を含む）を滞納
している場合

カ 千葉市内に本店又は営業所等を有する者で、個人住民税の特別徴収を行うべきものにあ
つては、個人住民税の特別徴収を行っていない場合

キ 千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）及び千葉市
建設工事請負業者等指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）に基づく指名停止措置
等を当該業務の企画提案書の提出期限の日から審査による業者決定日までの間に受けて
いる場合

ク 千葉市内において、都市計画法（昭和43年法律第100号）に違反している場合

ケ 千葉市暴力団排除条例（平成24年千葉市条例第36号）第9条に規定する暴力団員等
又は暴力団密接関係者である場合

(2) 令和2・3年度千葉市入札参加資格者名簿に登録されていること。

(3) 過去10年以内に、国の指定史跡や都市公園などの類似施設において、同様のアプリケー
ション制作に係る業務実績を有していること（契約書の写し等、実績の概要がわかる資料を
添付すること）。

また、共同企業体を構成して提案する場合、構成企業体全体で実績の有無を判断するもの
とする。

※同一の法人からの複数の企画提案の提出は、不可とする。

※共同企業体として参加する構成員においても、参加資格（1）及び（2）を満たす必要が
ある。

8 企画提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当する場合は、無効又は失格とする。

ア 提出期限を過ぎて企画提案書などが提出された場合

イ 提案書類に虚偽の記載や重要な誤脱があった場合

ウ 提案価格書記載の金額が委託限度額を超えた場合

エ 会社更生法などの適用を申請するなど、契約を履行することが困難と認められる状態に

なった場合

オ 審査の公平を害する行為があった場合

カ その他、企画提案にあたり著しく信義に反する行為があった場合

9 その他留意事項

- (1) 書類などの作成に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 企画提案書の作成及び提出に関する費用は、提案者の負担とする。なお、提出された企画提案書類は返却しない。
- (3) 企画提案書などの提出期限以降の変更、差替え及び再提出は認めない。
- (4) 採択された企画提案書の著作権は、千葉市に帰属するものとする。
- (5) 企画提案の審査は、提出された内容に基づいて行うが、採用決定後、提案された内容について必要に応じ、千葉市と提案者の協議のうえ、修正を依頼する場合がある。
- (6) 参加資格要件に該当しないことが判明した場合は、失格となる。
- (7) 業務の一部について、他社に委託する際は、事前に千葉市の承諾を受けることとする。
- (8) 応募書類は、千葉市情報公開条例（平成12年千葉市条例第52号）の規定に基づき開示請求されたときは、公にすることにより当該法人又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを除き、開示の対象とする。

ただし、企画提案書選定期間中は、同条例第7条第1項第6号の規定に基づき、開示の対象としない。